7/3 朝日

保護費減額 揺れる判断

生活保護家庭の子ども 寄付で渡航や奨学金は「収入」?

子どもの貧困が注目され、教育や課外活動の支援が民間で盛んになる中、新たな課題が生まれている。生活保護家庭の子どもへの支援を収入とみなし、保護費を減らすかどうか、自治体によって判断が割れるケースが目立つ。専門家は「子どもの貧困への意識が浸透し、生活保護の運用は柔軟になっている。収入にあたるかどうか必ず国に確認を」と呼びかける。

自治体の裁量 支援広がり複雑に

大阪府内の定時制の男子高校生(17)は、母子家庭で生活保護を受けている。定時制の生徒らを支援する大阪市の認定NPO法人「D×P」の募集に応じ、夏休み12日間の「日韓クルーズ」の参加者に6月、選ばれた。

参加は無償で、旅費約25万円はD×Pが寄付を集めて払う。ところが、生徒が市役所の生活保護担当課に報告に行くと「海外渡航はぜいたくと見なされる。旅費を収入として認定し、保護費を減らす」と告げられた。

生活保護費は地域や家族の状況に応じ、最低限の暮らしに足りない額だけを支給するのが原則だ。収入があればその分、減額される。厚生労働省は、海外に渡る場合、最低限の生活をするために使える金銭があると見なし、旅費の分を保護費から減らすよう、定めている。

ただし、渡航が約2週間以内で①親族の冠婚葬祭、危篤及び墓参り②修学旅行③公的機関が主催する文化・スポーツなどの国際的な大会への参加(選抜または招待された場合に限る)なら生活保護の趣旨に反しないため、保護費を減らさなくていいと自治体に通知している。

D×Pは、海外体験が人とつながり、自信を持つきっかけになると考えて、経済的に苦しい高校生らを2014年からフィリピンなどに送り出してきた。

今回、日韓クルーズへの無償参加には24人が応募し、男子生徒を含め8人が選ばれた。パスポート取得代と食事や土産代は参加者が負担。その他の旅費はD×Pがクルーズの主催団体に直接払い、参加者には渡さない。

これまで、別の市に住む生活保護家庭の生徒数人が参加したが、「自立に役立つ」という理由で保護費は減らされなかった。国は何を収入と認めるかどうかのルールを示しているが、実際は個別の事情に応じて、各自治体が判断している。

男子生徒は市の判断を受け、参加すれば生活が苦しくなると考え、いったん諦めた。だが、子どもの貧困に取り組む支援者らが厚労省に問い合わせた。

同省は、①~③に当てはまらず保護費を減らすケースだが「NPOが広く対象者を募集する旅行に無償で参加するため、保護費から差し引く金額がない」との見解を市に伝えた。市はすぐに判断を変更し、保護費を減らさないことに決め、男子生徒は海外経験のチャンスを手にした。

市の担当課長は、海外渡航に関する国の通知は保護費を減らさない場合の3条件を明確に規定しており、自治体が独自に解釈するのは相当難しい、と説明。保護費を減らさず、後から監査で誤りだと指摘されれば、保護世帯に返金してもらうことになり迷惑をかける、と話す。

今回と同様の渡航でも、無償ではなく、保護費をやりくりして参加した場合は保護費を減らすケースにあたる。「保護費を減らさなくていい渡航の目的など、国がより具体的に事例を示してくれれば適切に対応できる」という。

生活保護世帯に限らず、意欲的な高校生らが応募する日韓クルーズ。今春の参加者は「いろんな生き方があるんだと知り、世界が広がった」という=「D×P」提供

「自立の助け」は対象外

塾代などに使える民間団体からの奨学金も、収入とみなして保護費を減らすかどうか自治体の判断は揺れてきた。

2015年春、大阪府内に住む生活保護世帯の女子高校生が、公益財団法人の奨学生に応募、30万円を受給した。大学を目指して塾代に使おうとした。

すると、市から「前例がない」「塾に行かないとダメですか?」と何度も尋ねられた。頑張りを否定された気持ちになり、奨学金が収入とみなされるのではないかと不安になった。財団に関わる弁護士が奨学金の意義を市に説明した結果、保護費を減らさなくていい「自立の助けになる金銭」と認められた。

生活保護世帯の進学率は平均より低い。14年、「子どもの貧困対策法」の施行後、生活保護世帯の教育費に関わるルールも見直された。

子どもが奨学金を得ると、使い道によっては保護費を減額されていたが、15年10月から、塾代に使う場合は減らされなくなった。16年には、大学の受験料や入学金に使う場合も減額の対象外になった。

生活が苦しい家庭に食料を贈る活動や子ども食堂など、民間の取り組みが各地で広がっている。こうした慈善的な支援や自立の助けになる金銭を受けても原則、保護費は減らされない。無償のキャンプなどの体験も、保護費から差し引く金額がないとみなされる。だが、国ははっきり線引きしていないため、自治体は地域の慣行や一般世帯とのバランスも考え、個々の事情に応じて判断する。

国の「子供の貧困対策に関する有識者会議」のメンバー、末冨芳・日本大学教授(教育行政学)は「生活保護家庭の子どもは、何かに挑戦しようとする度に手続きや心理的負担を強いられる」と指摘。「国は『自立や将来の可能性につながるものは収入認定から除外する』と、子ども・若者に特化した統一見解を示すべきだ」と話す。厚労省は子ども・若者だけの運用ルールを作るのは困難としつつ、「見解が割れた事例については必要に応じて修正している」という。

(中塚久美子)